

事 務 連 絡
平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

保険者の認定を受けていない間の特定疾患給付対象療養に係る所得区分の取扱いについて

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業の対象療養（以下「特定疾患給付対象療養」という。）を受ける者が保険者の認定を受けていない場合の高額療養費の自己負担限度額の取扱いについては、下記のとおりいたしますので、貴管内保険者等への周知等、特段の御配慮をお願いいたします。

記

平成 2 1 年 5 月 1 日より、特定疾患給付対象療養に係る高額療養費の自己負担限度額については、原則として患者の所得区分に応じた額として取り扱う等の見直しが行われたところであるが、当該取扱いについては、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 7 項の規定により、保険者の認定を受けることが要件とされていることから、当該認定を受けていない場合については、通常の高額療養費の対象療養と同じく、一律に一般区分の自己負担限度額を適用すること。

また、特定疾患給付対象療養を受けている患者について、加入する医療保険に異動が生じた場合等においては、一定の期間、特定疾患給付対象療養の取扱いの適用を受けるために必要な保険者の認定を受けていない期間が生じることとなるが、この間についても同様の取扱いとすること。

なお、医療機関におけるレセプトの記載については、保険者の認定を受けていない期間については、特記事項に所得区分のコードを設定しないこととされていること。